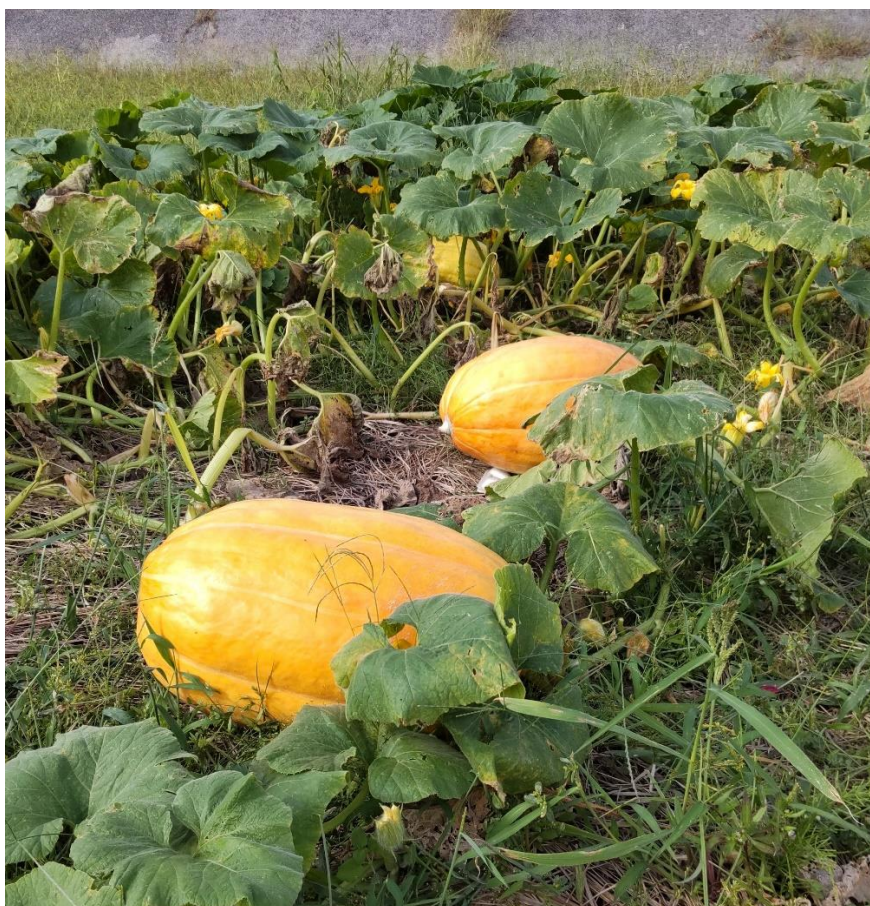


# 農地等の利用の最適化の推進に関する指針



令和5年4月改訂版

山陽小野田市農業委員会

# 目 次

第1	基本的な考え方	1
第2	具体的な目標と推進方法	3
1	遊休農地の発生防止・解消について	3
(1)	遊休農地の解消目標	3
(2)	遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法	3
ア	農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について	3
イ	農地中間管理機構との連携について	3
ウ	非農地判断について	3
(3)	遊休農地の発生防止・解消の評価方式	4
2	担い手への農地利用の集積・集約化について	5
(1)	担い手への農地利用集積目標について	5
(2)	担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法	5
ア	「人・農地プランの実質化」への協力について	5
イ	関係機関との連携について	5
ウ	農地の利用調整と利用権設定について	5
エ	農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い	5
(3)	担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法	6
3	新規参入の促進について	7
(1)	新規参入の促進目標	7
(2)	新規参入の促進に向けた具体的な推進方法	7
ア	関係機関との連携	7
イ	新規就農フェア等への参加について	7
ウ	異業種の参入について	7
エ	農業委員会のフォローアップ活動について	7
(3)	新規参入の促進の評価方法	8
第3	「地域計画」の目標を達成するための役割	8

## 第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。このため、農業委員会としては、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

山陽小野田市は、山口県の南西部に位置し、下関市、宇部市及び美祢市と接している。北部の市境一帯は、標高 200～300 m 程度の中国山系の尾根が東西に走り、森林地帯となっている。また、中央部から南部にかけては、丘陵地と平地が混在し、海岸線はほとんどが干拓地となっている。市内には厚狭川及び有帆川が流れ、平地部を通過して周防灘に注いでいる。気候は年間を通じて比較的温暖である。山陽自動車道インターチェンジ、山陽新幹線厚狭駅などがあり、交通の要衝ともなっている。

本市の農業は、圃場整備や大型機械の共同利用などで土地利用の汎用化と高度利用が促進され、水稲作の比率が高いが、一方では露地・施設野菜、花卉等の生産も行われており、多様な農業形態になっている。また、ブロッコリー、カボチャ、たまねぎ、トマトの作付け拡大を推進しており、特に、ネギ、アスパラガスについては、生産規模、出荷額ともに安定し、本市の特産物となっている。

課題としては、高齢化や担い手不足が深刻な地域が多く、耕作放棄地の拡大が懸念されていることや、農地の集積・集約化による生産性向上や 6 次産業化などの販路拡大が求められている。その解決のため、担い手の育成・確保や新規参入の促進に加え、農地中間管理機構と連携して、担い手への農地利用・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が全体的に推進できるよう、山陽小野田市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進の方法、目標の達成状況に対する評価方式等を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する山口県の農業経緯基盤の強化の促進に関する方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する山陽小野田市の農業経営の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	1,359.54ha	39.54ha	2.91%
3年後の目標 (令和8年3月)	1,317.68ha	27.68ha	2.10%
目 標 (令和15年3月)	1,220ha	0.00ha	0.00%

注1：管内の農地面積(A)は、山口農林水産統計年報の数値に遊休農地面積(B)を加えた数値を記入。また、農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が農業地域類型(都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域)によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)及び同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)を実施する。
- それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。  
なお、無断転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、日常的な農地パトロールにおいて実施する。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### イ 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への登録手続きを行う。

##### ウ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、(再生利用困難)と区分された農地については、令和元年度から「非農地判断」を行い、所有者等に対して「非農地通知」を発

出したが、今後も引き続き当該取組を実施して守るべき農地を明確化する。

### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方式

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和 5 年 3 月)	1,320ha	427.36ha	32.38%
3 年後の目標 (令和 8 年 3 月)	1,290ha	903ha	70%
目 標 (令和 15 年 3 月)	1,220ha	854ha	70%

注 1：管内の農地面積は山口農林水産統計年報の数値を記入。また、農業委員会の区域内の農地利用集積目標が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農長地域）によって著しい相違があるときは、地域ごとに記述する。

### 【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定 農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達 者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (令和 5 年 3 月)	710 戸 (383 戸)	62 経営体	4 経営体	—経営体	—団体
3 年後の目標 (令和 8 年 3 月)	650 戸 (350 戸)	65 経営体	5 経営体	—経営体	—団体
目 標 (令和 15 年 3 月)	510 戸 (275 戸)	72 経営体	5 経営体	—経営体	—団体

注 1：総農家数及び（うち、主業農家数）については、2020 年農林業センサスの数値を記入する。

注 2：目標設定の考え方は次のとおりとする。

認定新規就農者については、近年の実績を鑑み 1 年度で 1 経営体が増加すると見込み、5 年度を経過した後に認定農業者へ移行するものとした。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ア 「地域計画」の作成・見直しについて

- 農業委員会は、地域ごとに人と農地の問題解決のため、10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

#### イ 関係機関との連携について

- 農業委員会は、関係行政機関、農地中間管理機構、農業協同組合等（以下「関係機関」という。）と連携し、「地域計画」の作成・見直しや、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手のマッチングを行う。また、担い手が十分に確保できない中山間地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業（農地耕作条件改善事業など）の活用、集落営農の組織化・法人化、新規参入者の受入れなどを関係機関と連携の上、積極的に推進する。

#### ウ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、農地集積の維持や農地の集約化のため、所有者と耕作者の利用調整を図り、利用権の再設定や農地の交換分合を推進する。

#### エ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 相続人などを調査してもなお農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。また、所有者不明の農地に関しては、関係法令等に基づき利用権を設定するなど、農地の利用を積極的に推進する。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。



### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和 5 年 3 月）	4 人 （5.16ha）	一法人 （－ha）
3 年後の目標 （令和 8 年 3 月）	1 2 人 （15.48ha）	一法人 （－ha）
目 標 （令和 15 年 3 月）	4 0 人 （51.6ha）	2 法人 （40ha）

#### 【目標設定の考え方】

新規参入の営農形態は土地利用型とし、新規参入者（個人）の人数及び取得面積は令和 2 年度～令和 4 年度の平均値とし、年間 4 人、取得面積 5.16ha（1 人当たり 1.29ha）、また、法人については 10 年間で 2 法人、取得面積 40ha（1 法人当たり 20ha）を目安に目標値を設定した。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ア 関係機関との連携について

- 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、関係機関と連携し、管内の農地の借受け意向のある認定農業者及び新規参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて農地相談、現地確認などを実施する。

##### イ 新規就農フェア等への参加について

- 関係機関と連携し、農業委員や推進委員が農地中間管理機構等が開催する新規就農フェアなどに積極的に参加することで新規就農希望者の情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

##### ウ 異業種の参入について

- 担い手が十分に確保できない中山間地域においては、株式会社などの異業種の農業参入も、地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構を活用しながら参入を促進する。

##### エ 農業委員会のフォローアップ活動について

- (ア) 農業委員及び推進委員は、担当地域において新規参入者（個人、法人）の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力